郁慈会居宅介護支援事業所運営規程

（事業の目的）

第１条　　郁慈会居宅介護支援事業所が行う指定居宅介護支援事業者の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業者は介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し可能なかぎり居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮した支援を行うことを目的とする。

（運営の方針）

第２条　　指定居宅介護支援においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮したものとする。

２．事業は利用者の心身の状況、その置かれている環境などに応じて、利用者の選択に基づき、適正な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

３．事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

４．事業の運営にあたっては、関係市町村、老人福祉法第二十条の七の二に規定する老人介護支援センター、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

５．事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

（事業所の名称および所在地）

第３条　　事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

①　名　称　　郁慈会居宅介護支援事業所

②　所在地　　奈良県北葛城郡上牧町大字上牧４２４４番地

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第４条　　事業を行う事業所の職員の職種、員数、及び職務内容は、次のとおりとする。

（１）管理者　　１名（主任介護支援専門員）

管理者は、事業所における介護支援専門員、その他の従業員の管理、指定居宅介護支援の利用申し込みにかかわる調査、業務の実施状況の把握、苦情の処理その他の管理を一元的に行うとともに、遵守すべき項目の指揮命令を行う。

（２）介護支援専門員　２名以上

介護支援専門員は、要介護者からの相談に応じ、要介護者がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、利用者やその家族の意向等を基に、居宅サービス・施設サービスが適切に利用できるよう、サービス計画の作成をするとともにサービス提供者との連携を図りサービス提供を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　　事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

（１）営業日　　月、火、水、木、金曜日
ただし、国民の祝日及び１２月２９日から１月３日迄は休日とする。

（２）営業時間　　午前９時００分から午後５時００分までとする。

（３）連絡体制　　電話等により、２４時間常時連絡が可能な体制をとる。

（指定居宅介護支援の提供方法及び内容）

第６条　　指定居宅介護支援提供方法及び内容は次のとおりとする。

(1)　利用者からの居宅サービス計画書作成依頼等に対する相談対応は当事業所の相談室にて行う。

(2)　課題分析表の実施にあたっては、全国社会福祉協議会方式を使用し、利用者の居宅に訪問し、利用者及び家族に面接して行うものとし利用者の生活全般についての状態を十分に把握し、利用者が自立した生活が営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題の把握をするものとする。

(3)　居宅サービス計画原案の作成
利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ計画の原案を作成する。

(4)　サービス担当者会議の開催を行い利用者やその家族と共にサービス事業者を招集し居宅サービス計画の原案の内容を専門的な見地から意見を求めるものとする。

(5)　居宅サービス計画の確定
居宅サービス計画にサービス担当者会議から専門的な見地から意見を踏まえた居宅サービス計画書の内容、利用料等を利用者又は家族に対して説明し文章により利用者又は家族の同意を得るものとする。

(6)　サービス実施状況の継続的な把握及び評価
利用者宅に１ヶ月に１回以上は訪問し、利用者又はその家族の意向とサービス状況が適切かつ効果的に利用できているのかの確認を行う。またサービス提供事業者とも連携を図りサービス提供の適正評価を行うものとする。尚、必要に応じ居宅サービス計画の変更を行うものとする。

（利用料及びその他の費用等）

第７条　　居宅介護サービス計画費のうち法定代理受領分以外の利用料は、厚生労働大臣が定める基準（介護報酬の告示の額）によるものとする。

２．次条の通常事業の実施地域以外を訪問して居宅介護支援を行う場合の交通費は次の額を徴収する。
通常の事業の実施地域を越えた地点より往復

１０㎞まで	３００円
２０㎞まで	６００円
２０㎞以上は１０㎞毎に	３００円加算する

３．前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は上牧町、河合町、王寺町、香芝市、広陵町、大和高田市、斑鳩町とする。

（事故発生時の対応）

第９条　事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講ずるものとする。

２．事業所は、事故が発生した際には、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。

（相談・苦情の窓口）

第 10 条　事業所は、指定居宅介護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

２．事業所は、苦情受付担当の設置・苦情解決責任者を設置し、その苦情によっては第三者委員に報告し苦情の解決にあたるものとする。

３．事業者は、苦情があった場合は速やかに行政機関に報告し、必要な指導もしくは助言に協力するものとする。

（虐待防止のための措置）

第 11 条　事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1)　虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し周知徹底する。

(2)　虐待防止のための指針の整備

(3)　虐待防を防止するための定期的な研修会の実施

(4)　虐待防止に関する責任者の設置

２．事業者は、サービス提供中に、当該事業者従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（自然災害等業務持続化計画の策定）

第 12 条　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務持続化計画」という。）を策定し、当該業務持続化計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２．事業所は、従業員に対し業務持続化計画について周知するとともに必要な訓練及び研修を定期的に実施するものとする。

３．事業所は、定期的に業務持続化計画の見直しを行うものとする。

（衛生管理等）

第 13 条　事業者は、感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなるものとする。

(1)　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね年１回以上は開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。

(2)　事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3)　事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（身体拘束）

第 14 条　事業者は当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第 15 条　事業所は、居宅支援の質の評価を行い常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。

２．事業者は、従業者の資質向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

○　採用時研修　　採用後１か月以内

○　継続研修　　年３回

３．従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

４．従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用規約の内容とする。

５．この規約に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成２４年　１月　１日から施行する

この規定は、令和　２年　９月　１日から施行する

この規定は、令和　６年　４月　１日から施行する

この規定は、令和　８年　８月　１日から施行する